

千葉市環境影響評価条例（平成10年千葉市条例第39号）（抜粋）

第2章 事前配慮

第6条 事業者は、対象事業の実施前において、千葉市環境基本条例第10条の規定に基づき定められた千葉市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）により事前配慮を行わなければならない。

第3章 環境影響評価等技術指針

第7条 市長は、環境影響評価及び事後調査等が科学的知見に基づき適切に行われるようにするため、次に掲げる事項を記載した環境影響評価及び事後調査等に関する技術的な指針（以下「環境影響評価等技術指針」という。）を策定するものとする。

- （1）環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- （2）環境の保全のための措置の内容
- （3）事後調査の手法
- （4）前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市長は、環境影響評価等技術指針について科学的知見に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定するものとする。

3 市長は、環境影響評価等技術指針を策定し、又は改定しようとするときは、千葉市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境影響評価等技術指針を策定し、又は改定したときは、これを公表するものとする。